

## 令和2年第4回羅臼町議会定例会（第2号）

令和2年12月16日（水曜日）午前10時開議

---

### ○議事日程

- 日程第 1 認定第 1号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2号 令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 令和元年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について  
羅臼町各会計決算特別委員会委員長報告
- 日程第 7 議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議案第59号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 9 議案第60号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第61号 令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第11 議案第62号 令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第63号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算
- 日程第13 議案第65号 羅臼町医療技術者等修学資金条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議案第66号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第15 議案第67号 羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

制定について

- 日程第16 議案第68号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について  
日程第17 議案第69号 羅臼町介護職員支度金条例の制定について  
日程第18 議案第70号 羅臼町奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について  
日程第19 議案第71号 財産の取得について  
日程第20 発議第7号 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置の充実を求める意見書  
日程第21 発議第8号 「新たな資源管理の推進」における地域の実情を反映した対応を求める意見書  
日程第22 発議第9号 北方領土問題の解決促進を求める意見書  
日程第23 各委員会閉会中の所管事務調査の件
- 

○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	加藤 勉 君		2番	田中 良 君
	3番	高島 譲二 君		4番	井上 章二 君
	5番	坂本 志郎 君		6番	松原 臣 君
	7番	村山 修一 君		8番	鹿又 政義 君

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	湊屋 稔 君	副 町 長	川 端 達也 君
教 育 長	和田 宏一 君	監 査 委 員	松 田 眞佐都 君
企画振興課長	八幡 雅人 君	総 務 課 長	本 見 泰 敬 君
税務財政課長	対馬 憲仁 君	税務財政課長補佐	飯 島 東 君
環境生活課長	松崎 博幸 君	保健福祉課長	太 田 洋二 君
保健・国保担当課長	洲崎 久代 君	福祉・介護担当課長	福 田 一 輝 君
産業創生課長	大沼 良司 君	まちづくり担当課長	石 崎 佳 典 君
建設水道課長	佐野 健二 君	学 務 課 長	平 田 充 君
社会教育課長	野田 泰寿 君	社会教育課長補佐	湊 慶 介 君
図書館長	菊地 理恵子 君	会 計 管 理 者	仙 福 聖一 君

---

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	鹿又 明仁 君	議会事務局次長	長岡 紀文 君
--------	---------	---------	---------

---

午前10時00分 開議

---

◎開 議 宣 告

---

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

- ◎日程第1 認定第1号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第2 認定第2号 令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第3 認定第3号 令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第4 認定第4号 令和元年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第5 認定第5号 令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◎日程第6 認定第6号 令和元年度羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 認定第1号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第6 認定第6号令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題といたします。

本件については、委員長の報告を求めます。

委員長、田中良君。

○2番（田中 良君） 羅臼町各会計決算特別委員会審査報告書。

令和2年9月10日、開会された第3回定例会において、本特別委員会に付託されました令和元年度目梨郡羅臼町各会計決算認定6件につきまして審査を実施しましたので、その経過及び結果を次のとおり報告いたします。

1、付託事件。

認定第1号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算、1件。

認定第2号から認定第5号令和元年度目梨郡羅臼町特別会計歳入歳出決算、4件。

認定第6号令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算、1件。

## 2、審査の経過。

本特別委員会は、さきの9月定例会で設置され、同時に付託された決算認定6議案について、閉会中の10月19日及び26日、30日、11月12日の4日間にわたり慎重なる審査を行ってまいりました。

本議案の審査に当たりましては、予算の執行がその目的に沿い、また、関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたかどうかを念頭に置きながら、慎重に審査を進めたところであります。

このため、本委員会は、最少の経費で最大の効果を上げるという行政運営の基本に沿った上で、各会計別に令和元年度予算の主要な施策をいかに執行されたか、それが住民のためになっていたのかを重視しました。

そして、この審査を新年度予算に生かしていくことが重要と考え、本委員会は、審査過程の中で論議のありました下記事項2点を総括質疑において町長の考えを聞き、最終意見を取りまとめ、審査を終了しました。

記。

総括質疑事項。

- 1、町税・各種手数料等の未収金対策について。
- 2、各種積立基金について。
- 3、各会計審査結果。

認定第1号 令和元年度目梨郡羅臼町一般会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

前年度に比べ歳入・歳出ともに大きく下回った主な要因としては、知床未来中学校建設事業の付帯事業である外構工事、歩道改修工事、旧中学校解体工事が昨年度において全て完了したこと、さらには、統一地方選挙に伴う骨格予算によるものであります。

いまだに回復の兆しが見えない危機的な漁業不振や人口減少により、町税を初めとする歳入の確保が見込めない、極めて深刻な財政環境にありながらも、当初予定していた基金からの繰り入れを抑制しつつ、財政調整基金・減債基金等への積み立てを実施し、例年並みの実質収支を確保することができたことは、後年度へ十分配慮した決算とすることができた。

しかしながら、依然として多額の収入未済額が発生していることは、公平性の観点からも問題であり、収入未済額の縮減に向けた対策を講ずるとともに、滞納世帯の生活再建を第一に、きめ細やかな納付相談や納付緩和措置の実施を徹底し、縮減に向けた取り組みを一層強化し、収入確保に務められたい。

一方で、必要な事業を着実に実施しながらも、基金残高の推移はここ数年連続で増加し、特別会計の基金も含めると、令和元年度末現在、19基金の合計で39億1,400万円となっている。

災害対応などを考えると、基金残高の確保に向けた取り組みは必要ではあるが、基金の

設置目的である財源調整機能を発揮するためにも、町民のための事業へ積極的に活用することが重要である。基金の積み立て目標額及び活用計画を明確化し、それぞれバランスをとりながら、引き続き健全な財政運営の維持に向けて最大限の努力を求めます。

認定第2号 令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

国民健康保険税の収入済額は減となりましたが、収納率については、おおむね前年度の水準を維持しており、努力の成果が表れています。

今後も徴収担当課連携のもと、収納対策に万全を期し、新たな滞納の抑制に努めるとともに、滞納額の圧縮に向けた対策を講じるよう求めます。

療養給付費なども前年度より抑えられており、保健・予防活動などによる一定の成果が表れています。今後も国保加入者の生命、健康を守る責務として、健康づくりや保健・予防活動の充実・強化を図り、医療費の縮減につながる取り組みを望みます。

認定第3号 令和元年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

当年度においても多額の収入未済額が発生していることから、縮減に向けた対策を講じるよう求めます。

認定第4号 令和元年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第5号 令和元年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めました。

認定第6号 令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計。

本会計は、適正に執行されたことを認めましたが、今後の水道事業運営を考慮したとき、基幹産業である漁業不振や人口減少による収入減、当面続く多額の企業債償還金に加え、切迫している水道管の老朽化対策など、事業経営は依然として厳しい状況が続くことが見込まれることから、独立採算を念頭に事業経営の安定化に向けた資金計画、受益者の公平・公正の観点を踏まえた収納率の向上や、新たな滞納の抑制に努めるとともに、未収金対策についても引き続き縮減に向けた収納対策を講じるよう求めます。

こうした厳しい環境に置かれても、良質な水道水の提供を維持し、有収率向上のため、計画的な老朽管更新と漏水防止対策を講じ、経営の健全化に努められたい。

以上、本委員会に付託されました各会計の審査結果を申し上げましたが、当町の財政構造は、依然として地方交付税への依存度が高く、硬直した財政状況が続いています。

こうした状況において、令和元年度決算に基づく財政健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率は、早期健全化基準並びに財政再生基準、経営健全化基準の基準値を全て下回ることができたことは、理事者、職員の努力の結果であります。

町税及び使用料等の歳入確保は、町政運営の根幹をなす最も重要な自主財源であり、い

まだに回復の兆しが見えない基幹産業である漁業不振は極めて深刻な状況ではありますが、公平・公正の観点から納税秩序の維持に努め、町が有する全ての債権についても関係課連携のもと、債権管理条例に基づき、収納対策及び滞納整理に努められたい。

一方で、ふるさと納税事業に関しては、基金積み立てはもとより、地域経済の活性化にも大いに寄与していることから、今後も寄附者にとって魅力ある返礼品の取り組みに期待するものであります。

総括質疑で申し上げました2点につきましては、意見を十分検討の上、新年度予算へ反映していただきたいと考えます。

羅臼町を取り巻く環境は、全国的な動向と同様に、人口減少の影響に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による経済や社会活動への影響も懸念され、さらに難しい状況になるものと予想されますが、今、このまちで生活している町民のみならず、これから生まれてくる子どもたちの将来への責任を果たすべく、引き続き中長期的な行財政運営に視点を置きながら、限られた財源の効率的かつ効果的な活用により、将来にわたり健全で安定した行財政運営の推進について最大限の努力をされるよう求めます。

最後に、理事者、職員の皆さんに対し、本決算審査の円滑な運営に御協力いただいたことにお礼を申し上げ、令和元年度目梨郡羅臼町各会計歳入歳出決算6件について、本委員会は、全員一致で認定すべきものと決定しましたので報告いたします。

令和2年12月16日、羅臼町各会計決算特別委員会委員長、田中良。

羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

○議長（佐藤 晶君） 羅臼町各会計決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

この質疑については、会議規則第42条により、審査の経過と結果に対する疑義とします。

これより質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第1 認定第1号令和元年度目梨郡羅臼町一般会計歳入歳出決算認定から日程第6 認定第6号令和元年度目梨郡羅臼町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件は、認定することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第64号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第64号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第64号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第64号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第59号 令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第59号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第59号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第59号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第8 議案第59号令和2年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第60号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正  
予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第60号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第60号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第60号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第60号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第61号 令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第61号令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第61号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第61号令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第61号令和2年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第62号 令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 議案第62号令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第62号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第62号令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第62号令和2年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第63号 令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第12 議案第63号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第63号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第63号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第63号令和2年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第65号 羅臼町医療技術者等修学資金条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第13 議案第65号羅臼町医療技術者等修学資金条例の一部を改正する条例制定についてを審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第65号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第65号羅臼町医療技術者等修学資金条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第65号羅臼町医療技術者等修学資金条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第66号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 議案第66号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第66号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第66号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第14 議案第66号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第67号 羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 議案第67号羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第67号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第 6 7 号羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第 1 5 議案第 6 7 号羅臼町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 1 6 議案第 6 8 号 羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第 1 6 議案第 6 8 号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第 6 8 号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第 6 8 号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第 1 6 議案第 6 8 号羅臼町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 1 7 議案第 6 9 号 羅臼町介護職員支度金貸付条例の制定について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第 1 7 議案第 6 9 号羅臼町介護職員支度金貸付条例の制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、議案第 6 9 号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第 6 9 号羅臼町介護職員支度金貸付条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第17 議案第69号羅臼町介護職員支度金貸付条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第18 議案第70号 羅臼町奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第18 議案第70号羅臼町奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第70号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第70号羅臼町奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第18 議案第70号羅臼町奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第19 議案第71号 財産の取得について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第19 議案第71号財産の取得について審議いたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、議案第71号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第71号財産の取得について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第19 議案第71号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20 発議7号 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置の充実を求める意見書

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第20 発議第7号新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置の充実を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 発議第7号新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置の充実を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年12月16日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、坂本志郎。賛成者、羅臼町議会議員、田中良、同じく村山修一、同じく松原臣。

新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置の充実を求める意見書。

新型コロナウイルス新規感染者が過去最多を更新しているもとで、国が検査と医療の拡充、営業と雇用を支える制度を抜本的に強化する対応が求められている。

このため、地方自治体は、地方創生臨時交付金を活用した対策、さらに自治体独自の感染予防対策を実施しているが、感染拡大は続いている。

PCR検査体制の大幅な拡充による無症状者の把握、保護を含めた積極的検査への戦略的転換が強く求められているところであるが、今後の発熱患者の発生や消費の落ち込みなどの事態に対応するための財源は既に枯渇状態にあり、その確保が課題となっている。

よって、国においては、地方自治体が地域の実情に応じ、自主的かつ機動的に新型コロナウイルス感染症対策に取り組むことができるよう、次の事項について早急に対策を講ずるよう強く要請する。

記。

1、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域の実情に応じた対策を講ずるために必要不可欠な財源となっているが、感染拡大の防止や医療体制の確保、年末に向けた企業の資金繰り対策など、経済活動の維持、継続など、地域経済や住民生活を守る上でも、交付金の増額を図るとともに、配分に当たっては地方自治体の財政力に十分配慮すること。また、基金への積み立て要件の弾力化や事業期間の延長、繰り越し手続きの簡素化、実施計画の柔軟な変更を認めるなど、柔軟で弾力的な運用を図ること。

2、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れにかかわらず、受診控え等により、医療機関等の経営が一層厳しくなっていることから、医療機関や介護福祉サービス事業所への経営支援を対象とするなど、地域の実情に応じ、柔軟に幅広く活用できるよう、制度の見直しを行うこと。

3、令和3年度以降においても、新型コロナウイルス問題が収束するまでの間は、感染拡大の防止対策や、経済、雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、地方団体が必要とする財源を確実に措置するなど、地方自治体の予算編成に支障が生じないように、その見通しを早期に示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出する。

令和2年12月16日。北海道羅臼町議会議長、佐藤晶。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第7号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第7号新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置の充実を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第20 発議第7号新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定いたしました。

---

◎日程第21 発議第8号 「新たな資源管理の推進」における地域の実情を反映した対応を求める意見書

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第21 発議第8号「新たな資源管理の推進」における地域の実情を反映した対応を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤勉君。

○1番（加藤 勉君） 発議第8号「新たな資源管理の推進」における地域の実情を反映した対応を求める意見書

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年12月16日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、加藤勉。賛成者、羅臼町議会議員、鹿又政義、同じく井上章二、同じく高島讓二。

「新たな資源管理の推進」における地域の実情を反映した対応を求める意見書。

国は、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を目指し、平成30年12月、漁業法等の一部を改正する等の法律を公布し、本年12月1日に施行された。

法改正により、資源管理に関してはTAC魚種の追加や個別の漁獲割り当て制度により

管理を強化することとしており、今般、国は、今後の具体的な道筋を示す、新たな資源管理の推進に向けたロードマップを公表したところである。

このロードマップでは、資源評価の充実、精度向上に取り組みつつ、クロマグロやスケトウダラなど、現在8魚種で実施しているTAC管理を漁獲量ベースで8割まで拡大することを目標に、漁獲量の多いものを中心に新たに15魚種について、MSY（最大持続生産量）を基本とする資源評価により、TAC管理を順次検討・実施する資源（魚種）として公表し、令和5年度までの実施に向け推進する内容となっている。

TACにより資源を適正に管理するためには、資源量や漁獲量をより正確に把握した上で、資源評価の精度向上はもとより、地域の漁業実態を十分考慮することが重要であるが、道内では、現在においても特にクロマグロなどのTAC管理においては、多種多様な魚種を様々な漁法により漁獲している北海道漁業の特性から、数量管理における課題が多く、関係漁業者の十分な理解と必要な支援措置を含めた検討のもとに、慎重な対応が求められるところである。

また、これまで道内沿岸漁業者と沖合い漁業者が協調して自主的な資源管理に取り組み、近年、資源回復の兆しが見られている事例もあり、これらの取り組み成果も十分考慮した対応が求められるところである。

よって、国においては、漁業者の理解をさらに深めるとともに、引き続き十分に意見を聴取した上で、北海道の漁業実態や漁場利用の実情が反映されるよう、次の事項について要望する。

記。

1、今後の資源管理の枠組みについて、現場の漁業者の十分な理解と納得が得られるよう、さらに丁寧な説明に努めるとともに、北海道漁業の実情や漁業者の意見を的確に反映させること。

2、TAC魚種追加の検討に当たっては、科学的見地から、魚種ごとの資源評価の精度向上はもとより、漁業者の意見を丁寧に聞いた上で、十分な議論がなされないまま取り進めることなく、必要な準備が整うまで慎重を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出する。

令和2年12月16日。北海道羅臼町議会議長、佐藤晶。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第8号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第8号「新たな資源管理の推進」における地域の実情を反映した対応を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第21 発議第8号「新たな資源管理の推進」における地域の実情を反映した対応を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定いたしました。

---

◎日程第22 発議第9号 北方領土問題の解決促進を求める意見書

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第22 発議第9号北方領土問題の解決促進を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中良君。

○2番（田中 良君） 発議第9号北方領土問題の解決促進を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年12月16日提出。羅臼町議会議長、佐藤晶殿。

提出者、羅臼町議会議員、田中良。賛成者、羅臼町議会議員、坂本志郎、同じく村山修一、同じく松原臣。

北方領土問題の解決促進を求める意見書。

我が国固有の領土である国後、択捉、色丹、歯舞の北方四島の返還の実現は、戦後残された最大の国家課題であり、全国民の永年の悲願である。

しかし、戦後75年を経た今もなお、北方四島は返還されず、日ロ両国間に平和条約が締結されていないことはまことに遺憾である。

日ロ両国間における政治対話を促進し、様々な分野での交流を拡大して相互理解を深め、北方領土問題を解決して平和条約を締結することは、両国間関係の正常化のみならず、国際社会の平和と安定に大きく貢献するものと確信する。

しかし、父祖伝来の地として受け継いできた北方四島を追われた元島民は、既に6割を超える方々が亡くなられ、存命の方々の平均年齢も85歳を超えており、一刻も早い領土問題の解決が望まれる。

また、元島民の方々を初め全ての町民は、日ロ両首脳による領土問題解決に向けた今後の外交交渉の一層の加速と具体的な進展を強く願っている。

そのような中、9月29日の日ロ首脳電話会談では、平和条約交渉を継続する方針で一致したものの、具体的な進展は見られず、町民はもとより、元島民や返還要求運動関係者を初めとした国民の切なる願いが実現にいたっていない。

さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初計画されていた令和2年度の北方四島交流、北方墓参及び自由訪問の全ての事業が実施されなかったことは極めて残念である。

よって、国においては、北方四島の早期返還の実現を求める国民の総意と心情に応え、日ロ両国間において今日までに達成された諸合意に基づいて、早急に北方領土問題を解決し、平和条約を締結するため、強力な外交交渉を一層進めるとともに、特に次の事項につき適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、新型コロナウイルス感染症の影響により、北方領土問題の早期解決に向けた交渉が後退することないよう、国内世論の喚起や北方領土教育の充実を初め、青少年対策の強化など、北方領土返還要求運動の一層の推進を図ること。

2、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」に基づく北方領土隣接地域の振興対策等を充実、強化すること。

3、令和3年度の北方四島交流事業、北方墓参事業及び自由訪問事業を確実に実施できるよう、感染症対策を含め必要な取り組みを行うとともに、元島民の方々のための人道的措置として、航空機墓参の恒常化を初め、さらなる改善策をとること。

4、北方四島における共同経済活動に関する協議に当たっては、我が国の法的立場を遵守しながら、領土問題の解決を通じた平和条約の締結につなげること。

以上、地方自治法第99条の規定より意見書を提出する。

令和2年12月16日。北海道羅臼町議会議長、佐藤晶。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、発議第9号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

発議第9号北方領土問題の解決推進を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第22 発議第9号北方領土問題の解決促進を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において関係機関に送付することに決定いたしました。

---

### ◎日程第23 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第23 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りします。

各委員長から委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

---

### ◎町長挨拶

---

○議長(佐藤 晶君) ここで、町長より年末の御挨拶があります。

町長。

○町長(湊屋 稔君) まずは、先ほど提出をさせていただきました案件、全てを御承認いただきましたこと、まことにありがとうございます。

令和2年最後の定例会でありますので、年末の挨拶をさせていただきます。

まずは、町民皆様、そして議員各位に対しまして、今年1年の町政への御理解、御協力に対し、心から感謝を申し上げます。

令和2年を振り返ってみますと、まさに我慢、我慢の1年でありました。

今年に入ってすぐにコロナウイルスが猛威を振るい、何が何だか分からない中で、町民の皆さんの不安が増幅してきました。ちょうど卒業や入学を迎える年度がわりに、せっかくの式典を縮小して行わなければならない、そういった事態になり、学校も休校を余儀なくされてしまいました。

ゴールデンウィークを迎えるころには、世界中でコロナ危機が深刻になり、人々の行動が制限される事態となってしまう、観光業を中心とした業種に大きな打撃となりました。

現在は第3波と言われ、北海道でも大変な状況になっております。北海道都市部の医療機関でもクラスターが発生し、自衛隊が災害派遣されるなど、想像もしていなかった状況になってしまいました。

この間、国も支援金の交付などを行ってきましたし、羅臼町としても職員による対策本部を設置し、状況変化に素早く対応できるべく、何度も会議や打ち合わせを行い、コロナ対策として様々な支援策を講じてまいりました。コロナ禍で困っている事業所や個人に対して迅速に効果的な施策をと心がけて取り組んできたつもりですが、それを超えるような状況に、さらなる対策を考えなければと感じております。

この1年、全国で感染者が右肩上がりが増加する中、羅臼町ではここまで1人の感染者を出すこともなく過ごすことができました。これはひとえに羅臼町民皆様の御理解と御協力があつたからこそと、この場をお借りして心よりお礼を申し上げます。

コロナ感染症はまだまだ猛威を振るっております。今後、もしかするとこの羅臼町でも感染者が発生することもあるかと思えます。感染は誰にでも起こり得る可能性があります。そういうときこそ、決して個人に対し、不当な差別や偏見、誹謗中傷が起こらないよう、町民の皆様にはくれぐれも冷静な対応をお願いいたします。

さて、ここ数年、減少傾向にあった漁業については、さらなる資源の枯渇が進み、危機的状况になっております。一般質問でも多く取り上げられました。基幹産業である漁業の問題と、地域産業の活性化につきましては、今まで以上に思い切った取り組みをしていかなければならないと思っております。今後も漁協や生産者、買い受け人や加工業者だけではなく、羅臼町全体で問題を共有し、取り組んでいかなければなりません。そのためには、議員各位と関係者及び町民の皆様のみならずの御理解と御協力をお願いするところであります。

知床羅臼診療所につきましては、孝仁会様のもとで、所長を中心に、羅臼町の地域医療をしっかりと支えていただいております。感謝をしているところでございます。

知床ナンバーも5月に交付され、公用車はもちろんですが、地域でも多く見られるようになりました。今後、知床ナンバーが多く広告塔としてPRにつながることを期待しております。

来年6月には、町民体育館の改修も終わります。1階には多目的室や子どもたちが遊び、運動ができる遊具を設置したプレイルームもできる予定ですので、多くの町民に御利用いただければと思っております。

令和2年は、羅臼町が120年を迎える節目の年となりましたが、コロナ禍の中で全ての行事が中止や延期を余儀なくされたので、来年度、改めて町民皆様と120年を祝うことで調整をさせていただいているところであります。

このほか、まだまだ御報告しなければならないことがたくさんありますが、議員皆様には、今年3月の第1回定例議会から、本日、第4回の定例議会まで、多くの一般質問をちょうだいし、答弁をさせていただきました。私自身、気づかないこともありましたし、なるほどと思うこともございました。私の答弁で至らない点もあったかと思いますが、皆様の温かい対応でお許しいただいたこともあったのかもしれない。

いずれにいたしましても、議員皆様の御協力により、こうして年末年始を迎えることができそうです。今年も町政運営に格別なる御理解をいただきましたことに感謝をし、来たる新しい年もより一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

年末を迎え、心より願うことは、来年は雪が少なく、吹雪かず、災害に見舞われることのない年であるように、何よりもこのコロナが収束して、安心して過ごせる日常が戻ってくることを、そして、羅臼の漁業が元気を取り戻せるくらいの大漁で活気のある浜であることを願っております。

令和3年は、羅臼町民一人一人に幸せを運び、羅臼町にさらなる発展をもたらす年になりますことを祈念して、年末の挨拶とさせていただきます。

議員の皆様、町民の皆様、よいお年をお迎えください。  
ありがとうございました。

---

◎閉会宣告

---

○議長（佐藤 晶君） 以上をもちまして、会議を閉じます。  
令和2年第4回羅臼町議会定例会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

午前10時53分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員